

# ウォーターパーク跡地等検討委員会設置要綱

令和5年7月26日  
告示第26号

## (設置)

第1条 荒神山ウォーターパーク跡地について、辰野町の特徴や課題を把握し、公共施設を通じて町民の福祉の増進に資する長期的な視点にたち、荒神山スポーツ公園のその他の施設との総合的なあり方も踏まえて方向性を検討することを目的に、ウォーターパーク跡地等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 荒神山スポーツ公園全体を含めたウォーターパーク跡地等利活用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討委員会において必要と認められる事項。

## (組織)

第3条 検討委員会の構成員は、前条に規定する検討事項に関する知見を有する者のうちから、15名以内の検討委員をもって組織し、町長が委嘱する。

- 2 検討委員会には、委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長、副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表し、議事の進行を行う。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長が職務を代理する。

## (委員の任期)

第4条 検討委員会の委員の任期は2年とする。ただし、団体等の役職の交替等があった場合の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

## (報酬)

第5条 検討委員に対する報酬は、予算の範囲内で支払うものとし、支払方法は別に定める。

## (会議)

第6条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議事を進行する。

## (事務局)

第7条 事務局は、検討委員会の庶務を務め、辰野町教育委員会学びの支援課内に置く。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

## 附則

この要綱は、公布の日から施行する。